

オーナー会社の 役員給与規制

平成18年度の税制改正で、オーナーに支払う役員給与のうち給与所得控除部分の損金算入を認めない制度が創設されてしまいました。

本年5月施行の新会社法はこの規制のきっかけとなった形ですが、既存の会社も対象となりますので、充分検討しておく必要があります。

(1) 適用時期

平成18年4月1日以後に開始する事業年度から適用となります。

(2) 規制の対象となる会社

次の①と②を事業年度終了時の現況で同時に充足していた場合には、規制の対象となる会社に該当します。

- ①オーナーとその同族関係者が90%以上の株式等を保有
- ②常勤役員に占めるオーナーとその同族関係者

の割合が50%を超える場合

(3) 規制の対象とならない会社

ただし、次の①と②を直前3事業年度の平均額で判定し、各々の金額又は割合以下であれば、対象とならない会社となります。

- ①その同族会社の法人所得とオーナー社長給与の合計額が800万円以下の場合
- ②その同族会社の法人所得とオーナー社長給与の合計額が800万円超3,000万円以下で、オーナー社長給与の占める割合が50%以下の場合

(4) 留意点

期末までに株式を移したり、第三者の従業員を役員に登用するなどの対策が考えられますが、度を越す対応で逆にデメリットを享受することも考えられますので、慎重に判断すべきです。

単純に対策のポイントだけを列挙すれば次のように考えられます。

- ・オーナー一族以外の株主を10%超に増やす
- ・分社等により年800万円以下にする
- ・オーナー一族以外の役員を採用する
- ・役員報酬よりも法人所得を増やす

ナマの税務相談室

Q

K県S市のYです。

昭和63年と平成3年父母の相続税で先生にお世話になったと会社の監査役に聞いております。実は父

母の相続税は永年相続税の延納中ですが、このたび、M銀行の融資により、約5,000万円余の残債を悉く返済しました。

A

それは、それは大変でした。処で、今日のご相談は延納の担保物Y町在2,500㎡の雑種地の売却で？

Q

そうです。このたび土地近在の地主M氏に6億円余で売却することになりました。ご相談はこの山林の取得費の件です。亡父が昭和40年5月に某氏から購入した権利書はありますが、売買契約書が存在せず取得費が不明です。

A

では、概算取得費の5%を準用されてはいいかがですか。

Q

ハイ、しかし、28.1.1.以後の取得費ですし、謄本のとおり40.5.15.の売却取得ですか

概算経費は 神聖冒すべからずか

ら推計できないかと。

A

権利書があって、売買契約書が存在せずとは常識的にはおかしいのでは……。推計の方法

があっても、当局の納得を得るのは困難です。

Q

推計の方法として土地価格指数があると聞いています。統計表の土地価格指数では六大都市の住宅地では平成12年3月100として昭和40年3月は10.6で、これを平成17年3月の指数77.6を参考として1㎡29,000円でいわゆる5%評価による12,000円よりも高い。指数による評価は？

A

Yさん、流石に土地造成会社の社長さんで知識がありますね。指数による推計評価は本人の主張する取得価格に疑問がある場合など、推計して本人に有利な反証を得る手段と私は思います。概算取得費を採用されることを心からおすすめします。

[参考] 措法31条の4 措通31-4-1

ナマの税務相談室